

令和8年度交換分 量水器購入

仕様書

かすみがうら市 都市建設部 上下水道課

第 1 章 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、水道メーター納入者(以下「納入者」という。)が製造する水道メーター(以下「メーター」という。)をかすみがうら市都市建設部上下水道課(以下「当課」という。)が購入する場合に適用する。

1. 2 適用法令及び適用規格

納入者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

1) 計量法関係

- ① 計量法(平成4年法律第51号(改正平成15年6月11日))
- ② 計量法施行令(平成5年政令第329号)
- ③ 計量法施行規則(平成5年通商産業省令69号)
- ④ 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号(改正平成17年3月30日))
- ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)

2) 水道法関係

- ① 計量法(平成4年法律第51号(改正平成15年6月11日))
- ② 水道法施行令(昭和32年政令第336号)
- ③ 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)

3) 日本工業規格及びその引用規格(最新版を引用する。)

- ① JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様
- ② JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用

4) その他関連する法令等

1. 3 用語の定義

1) この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格

- ① JIS Z8103 計測用語
- ② JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様
- ③ JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用

2) メーターの購入は、新品購入、下取り付新品購入がある。

- ① 新品購入とは、上・下ケースを含むすべての部品に新品を使用して製造したメーターを購入することをいう。
- ② 下取り付新品購入(通称:バーター)とは、新品購入代金から当課が引き渡すメーターを下取り評価の上精算し購入することをいう。

1. 4 支払い

支払いは、一括納入の場合は納入後に、分割納入の場合は納入毎後に、かすみがうら市水道事業及び下水道事業会計規程に基づき支払うものとする。

1. 5 書類の提出

1) 水道メーター承諾申請書を3部当課に提出し、当課の承諾を受けなければならない。

提出先 かすみがうら市都市建設部上下水道課

2) 当課が承諾申請書の内容を確認出来る資料又は試料(サンプルメーター等)提出を求めた場合はこれに応ずる。

3) 入札時に口径ごとの金額を示す単価内訳書を入札書と併せて提出すること。

1. 6 保障事項

1) 当課に納入後1年以内に故障が生じ、その故障の原因が納入者にあることが明らかな場合は当課の求めに応じること。

2) 当課は、メーターの品質に疑義が生じた場合、メーターの製造工程等の確認を行う場合がある。

1. 7 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、当課と納入者が協議する。

第2章 メーターの仕様

2.1 一般的仕様

- 1) メーターは、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作しなければならない。
- 2) メーターの表示機構は、読みやすく、確実に、かつ、明白に計量値を目視出来るものでなければならない。
- 3) メーターは計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

2.2 メーターの種類

- 1) この仕様書で規定するメーターは「表一1」による。

表一1 メーターの種類

種別	名称	口径(mm)	指針表示他
1	乾式・接線流羽根車式	13・20・25	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示、表示部回転型
2	乾式・接線流羽根車式	30・40	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示
3	乾式・たて形軸流羽根車式	50(ネジ)	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示
4	乾式・たて形軸流羽根車式	50・75・100	アナログ・デジタル併用表示、液晶デジタル表示

1) 13~100mmの表示形態で「アナログ・デジタル併用表示」とは乾式水道メーターを表す。

2.3 計量特性及びメーター仕様

表一2 メーターの計量特性・主要寸法・材質

種別	定格最大流量 Q3 (m ³ /h)	計量範囲 Q3/Q1=R	口径	流量値 (m ³ /h)				全長 (mm)	本体 (mm)	材質
				Q1	Q2	Q3	Q4			
1	2.5	100	13	0.025	0.04	2.5	3.13	100		鉛フリー銅合金
1	4	100	20	0.04	0.064	4	5	190		鉛フリー銅合金
1	6.3	100	25	0.063	0.101	6.3	7.875	225		鉛フリー銅合金
2	10	100	30	0.1	0.16	10	12.5	230		鉛フリー銅合金
2	10	100	40A	0.1	0.16	10	12.5	245		鉛フリー銅合金
3	16	100	50	0.16	0.256	16	20	245		鉛フリー銅合金
4	40	100	50	0.4	0.64	40	50	560	245	ダクタイル鑄鉄
4	63	100	75	0.63	1.008	63	78.75	630	300	ダクタイル鑄鉄
5	100	100	100	1	1.6	160	200		182	ダクタイル鑄鉄
5	400	160	150	2.5	4	400	500		231	ステンレス

2.4 メータークーラー及び接続端の形状・寸法

- 1) 接続端の形状・寸法は水道メーター承諾申請書の水道メーター外観図による。
- 2) 口径40mm以下のメーターの接続端は上流側、下流側ともネジ接続とする。
- 3) ネジの仕様は、「上水ネジ」とする。
- 4) たて形軸流羽根車式の口径50~75mmはフランジ継手による接続とする。

表一3 ネジ山の形状

口径	上水ネジ	
	ネジ外径(mm)	ネジ山数
13	26.4	14
20	33.2	11
25	41.9	11
30	47.8	11
40	59.6	11
50	75.2	11

2.5 メータークーラーの材質

- 1) メータークーラーの材質は鉛フリー銅合金とする。「表一4メータークーラーの材質」に示す各材質のいずれかとする。
- 2) 上クーラー及び下クーラーの材料は同質のものとする。(指示部回転型は除く)

表一4 メータークーラーの材質

鉛フリー銅合金の種類	部品材料表示	材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鑄物1種、2種	CAC901、902
JIS H 5121	ビスマス青銅連鑄物3種	CAC903C
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鑄物1種	CAC911
JIS H 5120	シリジン青銅鑄物4種	CAC804
JIS H 5120	一般用青銅鑄物6種	CAC406
		無記号

2. 6メーターの表示項目

- 1)上ケースには材質記号を鋳出しましたは打刻する。
- 2)下ケースには口径・鋳造年・材質記号・製造業者の名称又は登録商標・流れの方向を表記する。

2. 7検定証印又は基準適合証印

- 1)メーターは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、又は検査(承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの)を行わなければならない。
- 2)メーターには、検定証印または基準適合証印いずれかの証印を付する。
- 3)検定又は検査は、納入期限の日の属する月、その前月又は前々月に実施する。

2. 8表示項目と表示範囲

- 1)計量単位(m^3 ・L)
- 2)Q3の値
- 3)Q3/Q1の値(R=000でも可)
- 4)型式承認番号
- 5)製造業者の名称又は登録商標
- 6)製造年(和暦)
- 7)製造番号
- 8)流れの方向
- 9)取付姿勢V又はHの文字(垂直V又は水平H位置だけに作動するメーターの場合)
- 10)表示範囲

メーターの表示範囲は「表一6 メーターの表示範囲」による。

表一6 メーターの表示範囲

Q3	表示範囲の最小値	
	m^3/h	m^3
	$Q3 \leq 6.3$	9 999
6.3 < Q3	≤ 63	99 999
	$63 < Q3 \leq 630$	999 999
630 < Q3	≤ 6300	9 999 999

2. 9塗装及び色相

- 1)鉛フリー銅合金製メーターの表示部は無塗装とする。ただし、無着色透明の酸化防止処理をする。
- 2)ダクトイル鋳鉄製たて形軸流羽根車式50~100mmはエポキシ樹脂粉体塗装をする。
塗装色は、日本塗料工業会色番号AN-55(グレー) 色相N マンセル値N5.5とする。
- 3)ステンレス製メーターの表示部は無塗装とする。

2. 10付属品

- 1)メーター1個にメーター接続用ユニオンパッキン2枚を添付する。
材質は合成ゴム(NBR)とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度(HS)80」相当とする。
- 2)大型メーター接続用ボルト・ナット(ステンレス製)の必要本数、パッキン2枚を添付する。材質は1)と同じとする。

第 3 章 納品及び検査

3. 1 納入期日

令和8年3月24日まで

3. 2 納入場所

かすみがうら市水道事務所

3. 3 納入時の指示量

メーター納入時の指示量は、「表一7 納品時のメーターの指示範囲」に示す各口径の指示量の範囲内とする。

表一7 納品時のメーターの表示範囲

口径(mm)	指示量の範囲	
13, 20, 25	0m ³ を超え	2 m ³ 以下
30, 40	0m ³ を超え	4 m ³ 以下
50, 75, 100	0m ³ を超え	40 m ³ 以下
150	0m ³ を超え	300 m ³ 以下

3. 4 接続端の保護

メーター両端のネジ取付部は保護の処置を施すこと。

3. 5 梱包、荷姿

メーターの納品は、収納箱を用いるものとする。

3. 6 検査等

1) 検査は原則として納入場所で行う。

2) 検査は次の項目を行う。

- ①数量
- ②検定証印又は基準適合証印
- ③外観、形状
- ④付属品の確認

第 4 章 下取り及び新品購入予定個数

4. 1 下取り付新品購入予定個数

口径	個数
φ13	1,040
φ20	768
φ25	2
φ30	10
φ40	5
φ50(ねじ込み)	3
φ50(フランジ)	3
φ75	1
φ100	0

4. 2 新品購入予定個数

口径	個数
φ13	0
φ20	339
φ25	0
φ30	0
φ40	0
φ50(ねじ込み)	0
φ50(フランジ)	0
φ75	0
φ100	0